

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	南房総市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000009916.html">http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000009916.html</a>

執行機関名 南房総市長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南房総市子ども医療費助成に関する条例(平成18年南房総市条例第121号)に基づく子ども医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2の項 南房総市子ども医療費助成に関する条例(平成18年南房総市条例第121号)に基づく子ども医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	南房総市子ども医療費助成に関する条例(平成18年南房総市条例第121号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子ども医療費(以下「医療費」という。)を助成することにより子育てを支援し、もって子どもの保健の向上に寄与とともに子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南房総市子ども医療費助成に関する条例(平成18年南房総市条例第121号)